よさか、未会議

政策提言 2020

2019年10月2日

目次

1. 行財政改革	3
2. 議会改革	4
3. 多様性	5
4. 子ども	5
5. 教育	7
6. 障害者福祉	8
7. 高齢者福祉	9
8. 医療・保健	10
9. 安全·安心	11
10. 環境	12
11. まちづくり	13
12. 地域交通	14
13. 公共施設	15
14. 地域経済	17
15 観光	19

1. 行財政改革

1 行政改革を進めます

- ①事務事業を毎年度評価すること。そのうえで、必要性の薄い事業は果断に廃止し、可能なものはAIやRPAに代替させ、継続する事業も費用対効果を検証して手法を見直すこと。なお、評価にあたっては財源確保の視点に偏ることなく、市民満足度向上の視点を持つこと。
- ②本市の魅力や認知度を向上させるため、職員の意識改革を進め、あらゆる施策において全国一の水準を目指すこと。また、前例のない取組みについても、果断に挑戦すること。
- ③各行政センターにある程度の予算を配分し、地域の様々な要望に対して迅速に対応できるようにすること。

2 近隣自治体との広域行政を進めます

①三浦半島サミットを継続し、消防、給食、介護保険など様々な分野において、具体的な広域行政の在り方を話し合うこと。

3 データに基づいて政策をつくります

①統計データの収集・分析につとめ、公開可能なデータはすべてオンラインで公開し、よりよい政策研究のために市民の財産として役立てること。事業効果を検証する上でも、データに基づく説明を心がけること。

- ①ネットや紙媒体も含めて、知りたい情報にアクセスしやすい仕組みづくりに努め、広報よこすかや本市Webサイトの構成、掲載情報について定期的な見直しをはかること。
- ②職員が子育てや介護などをしやすくするため、事情に応じ、庁外での執務(在宅ワーク)ができるよう検討すること。また、そのための制度、設備の導入、および利用しやすい職場風土の醸成について研究すること。
- ③市外在住の本市職員が、横須賀市内への居住に魅力を感じ、移住するよう、政策的な誘導策を講じること。また、職員募集要項に市内居住が望ましい旨を記載すること。具体的には、新入職員や若手教員向けの職員寮やシェアハウスとして空き家を活用すること。 (空き家を公募し、抽選で選ぶ)

2. 議会改革

1 市民の声を聴いて政策に反映させる仕組みを設けます

- ①議会基本条例を見直し、議会全体で市民意見の収集力の向上を進めます。
- ②議会報告会の抜本的な改革を提案しています。なお、会派では年2回の広聴会により、市民のみなさまの声を政策に反映するとともに、市民の想いと会派の方向性に「ズレ」が生じていないか確認します。
- ③議会に対する市民意識調査のアンケートを実施することを決定しました。
- ④市民の意見を聴く会の開催を提案しています。漠然としがちな市政全般についてではなく、可児市議会ママさん議会や会津若松市議会の地域課題懇談会を参考に、具体的な 市政課題について解決に向けた議論を進めます。
- ⑤「若者議会」や若者向け意見交換会など、将来の横須賀を支える若い世代の意見を行政 の施策に反映させ、共に地域課題の解決を目指す場を提案しています。
- ⑥市民の声を汲み取る制度として「市民フリースピーチ制度」「議会モニター制度」や無作 為抽出の市民の「住民協議会」などの導入を提案しています。

2 議会の「見える化」を進めます

- ①議案と議案説明資料をインターネット上に公開します。今まさに議論している市政に関する内容の理解を促進して中継での傍聴環境を向上させるとともに、後からなぜその判断が議会でなされたのかを市民が検証できるようにし議会活動の分析を可能とします。
- ②「市議会だより」の抜本的な改革を提案しています。内容はもとより版型や配布方法も含め、市民の関心に応えられる広報誌に刷新していきます。

3 その他

①本会議・委員会時の議員配布資料については先行してペーパーレス化を実施していますが、理事者の持参資料もペーパーレス化し、会議をさらに効率化します。また、市役所から議会に提出される資料を紙からデータに切り替えさせ、市役所全体の業務改善も促していきます。

3. 多様性

1 多様性を尊重し、誰もが自分らしく生きられる横須賀を目ざします

- ①性的多様性に関する研修を、幹部職員に加えて新入職員に対しても実施すること。
- ②「人権男女共同参画課」の名称を「ダイバーシティ社会推進課」などの時代に則した名称 に変更すること。
- ③課長級以上の女性を12%にするクオータ制を導入すること(平成31年4月1日現在課長以上193名うち20名が女性で10.4%。つまり、ポスト数が同一であればあと4名以上を課長級以上に登用すること)。また、採用に関しては女性を増やすこと。

4. 子ども

1 待機児童ゼロを実現します

- ①本市独自で幼保無償化の対象を拡大するよりも、待機児童ゼロを最優先に取り組むこと。
- ②神奈川県と協力し、潜在保育士にDMを送るなど、保育士の掘り起こし、復職支援に力を入れること。
- ③民間で賄いきれないニーズについては公で担うべきである。まずは待機児童を解消すべく、公設で小規模保育事業を行うこと。(静岡市の待機児童園を参考にすること)

2 全小学校に安心安全な放課後の居場所と学童クラブをつくります

①全小学校内に全児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所を確保すること。

3 社会的養護下の子どもたちを支えます

- ①里親支援を充実させること。福岡市や明石市など効果的な自治体の事例を参考に、里親に関する広報の充実や里親支援スタッフの増員に取り組むこと。また、里親委託数を増やすため、まずはボランティアファミリーを増やすこと。同時にファミリーホームの制度を周知すること。
- ②里親家庭の子どもの心理カウンセリングや、自立に向けた支援を充実させること。
- ③児童相談所において、中途採用も含め専門職員を雇用すること。人事異動の間隔も長くし専門性と経験を積み重ねることができるようにすること。

④児童相談所の介入担当者と保護担当者を機能分化すること。 重篤なケースと軽微なケースのチームを分ける厚木市の例も参考にすること。

- ①中高生が勉強できる場や交流できるフリースペースの整備を、当事者の意見をくみ取り ながら進めること。
- ②みんなの家については、施設寿命の残ったもののみリニューアルし、親子が雨天でも楽しめる居場所を整備すること。その際、小学生については学校に居場所を設ける方針を鑑み、未就学児とその保護者を主な利用者として想定すること。ただし、愛らんどが0~2歳児の利用が中心となっていることから、3~5歳児のニーズに応えることを主眼とするとともに、飲食も可とするなど自由度を高めること。
- ③養育費の公正証書作成支援をすること。加えて、保証会社契約形式の養育費の取り立て支援を行うこと。
- ④警察や学校等と情報連携を強化するため、サイボウズで情報共有した事例にならい、IC Tを活用した関連機関との連携強化をすること。
- ⑤子育ての不安や悩みを解消し、虐待を予防する観点から、訪問型の産後ケア事業の充 実や特定妊婦を対象とした心理プログラムの提供など、親のケアへの施策をさらに充実 させること。

5. 教育

1 子どもたちに適切な教育環境を整備します

- ①延期された小中学校再編実施計画を早期に策定すること。策定にあたっては、子どもたちに適切な教育環境を確保することを最優先に考えること。クラス替えができない小規模校については、地域の声でも財政の都合でもなく保護者の声を聞いて統合を検討すること。併せて、小中学校および地域単位との学区の不整合を解消する将来像を示すこと。
- ②学校プールについては稼働率が低いため、あり方を根本から見直すこと。具体的には、組み立て式プールや地域の温水プールの活用を図ること。また、地域ごとに複数の小中学校や地域住民が使える屋内プールの導入を検討すること。
- ③学校における昼食時間が十分ではない問題について、教育委員会会議の議題とすること。
- ④英語教育については、ALTの見直しも含め、オンラインレッスンなどより安価でより効果的な代替策を検討すること。

2 教師の多忙化を解消し、学校教育の質を向上します

- ①教師が子どもと向き合う時間を確保するため、35人以下学級を小学校6年生まで早期に実現するべく、必要となる教職員数を確保すること。教員の採用が難しい中では、市単独で事務職員を加配して教員の負担を減らすなど工夫をすること。
- ②全ての教員の超過在校時間を学校長および教職員課が把握し、超過在校時間80時間以上の教員がゼロになるよう、学校長および教育委員会が労働管理をすること。
- ③部活動の広域ブロック化を含め、少子化に対応する部活動の在り方を検討すること。勝利至上主義から部活動本来の意義に立ち返り、大会にも合同チームで出ることとすること。また、3年間同じ部活動に所属することを前提とせず、生徒の希望に応じ様々な競技を体験できるようにすること。
- ④全中学校区に文部科学省が推奨している総合型地域スポーツクラブの設立を支援すること。併せて、運動部活動については社会化し、旧上の台中で実施している総合型地域スポーツクラブ等への移行を進めること。その際、指導者への基礎的なスポーツ科学への研修を補助すること。また、文化部については、市費の対応も含めて部活動指導員の大幅拡充をすること。
- ⑤公立中学校においては、給特法により校長が教員に対して教職員に対して原則として時間外労働を命じることができないこと、および中教審「学校における働き方改革特別部会」の答申第213号に「部活動指導は必ずしも教師が担う必要のない業務である。」と記されていることを、教育委員会から全教師に校務支援システムを通じて改めて周知すること。

6. 障害者福祉

1 障害のある方が活躍できる場を増やします

- ①障害者ワークステーションを拡充すること。全部局の業務見直しを進める中で、ワークステーションで担える業務を抽出し、現在3名勤務しているワークステーションの人員をさらに増やすよう検討すること。そして、修了後の就労支援を行うこと。
- ②市役所での障害者雇用を増やすこと。令和元年6月1日時点の障害者雇用率は2.28% となり、法定雇用率を未達成であった。まずは早期に法定雇用率を達成するとともに、身 体障害以外の障害や難病を持つ方の雇用増を目指すこと。
- ③農業と福祉の連携による障害者の活躍の場を増やすため、人手が足りなくて困っている農家を訪問し、市内の先行事例の紹介、作業所等とのマッチング、就労移行支援・就労継続支援の制度の説明など、丁寧に伝えること。

2 障害のある方が社会参加しやすい環境を整えます

- ①バリアフリーの観点から、歩道については切り下げを標準化し、今後は全市で徐々に切り下げに向かうことを市民に周知すること。併せて、切り下げに伴う民有地との段差を解消させるための補助制度を創設すること。
- ②市主催の催しについては、広報やホームページ・チラシなどに手話通訳・要約筆記・託児 の有無についてわかりやすいアイコンで示すよう検討すること。

3 その他

①障害者放課後等デイサービスについては、利用者を選別する施設もあるとの指摘もある ため、抜き打ち調査を含めた指導監査を強化すること。

7. 高齢者福祉

1 高齢者が安心して人生を送れるまちにします

①成年後見人等への報酬等の助成を受けることができる者の基準が不明確であるため、 被成年後見人の収入・資産についての基準を設けること。

2 ICT活用で高齢者をしっかり支えます

①今後高齢者を取り巻く生活支援の場に、情報通信技術の導入を推進すること。併せて、 公民連携も視野に入れて高齢者が情報通信技術を利用する際の適切な支援をするこ と。

3 高齢者の社会参加・生涯学習の機会を充実させます

①「活躍の場を求める人」と「担い手が不足すること」をマッチングする「ボランティアバンク」をつくること。「ボランティアバンク」には「Yokosukaまなび情報」を統合し、技能を持った方がその技能を活かせる場所を提供すること。とりわけ、退職後のシルバー層をボランティアや社会活動への参加を促す仕組みづくりをすること。具体的には、ここに登録している企画や現場等でボランティアをしたり講師等を務めたりすると、案件によっては地域通貨(スカPay)がもらえる仕組みをつくり、きっかけをつくること。

8. 医療・保健

1 地域医療体制を強化します

①市立うわまち病院の移転にあたっては、道路整備によって急患の搬送時間を短縮できる 箇所がないか調査し、土木部と調整すること。併せて、救急車両と一般車両が可能な限 りすみ分けできる動線を工夫し、児童の交通事故や周辺の交通渋滞を防ぐこと。

2 自殺対策を推進します

- ①子ども・若者の自殺対策として、子ども・若者がいのちの危機に陥る前に、必要な支援先につながることができるよう、SNS等を活用した相談窓口の周知・啓発等をさらに進めること。また、子ども・若者が様々な困難に直面した際に「どのように周囲に助けを求めればよいのか」など、生きる術を小中学校にて教育すること。
- ②大切な方を自殺で亡くした方が、必要な支援につながることができるよう、相談窓口や分かち合いの会等の広報をさらに強化すること。
- ③ゲートキーパー研修(悩んでいる人に気づき、適切な対応を取ることができるようにする ための研修)を、教職員含め、市の職員にできるだけ早い時期に実施する他、既採用職 員には順番に実施し、全職員が一度は受講する機会を作ること。

- ①街区公園等の屋外に設置されている公衆トイレは汚くて暗いという印象から敬遠されつ つあるため段階的に削減すること。代わりに、近隣のコンビニエンスストア等商業施設へ の一般利用を条件としたトイレ整備補助を実施し、公民連携により公衆トイレ需要に応え ること。
- ②改正健康増進法が施行され屋内施設の喫煙室が減少することに伴い、路上喫煙の一層の増加が懸念されるため、対策をとること。一方で、喫煙者が路上で喫煙せざるを得ない状況を改善すべく、公民連携も視野に入れて煙が拡散しない方式での喫煙場所を、駅前等の路上喫煙が多くみられる場所に整備すること。

9. 安全·安心

1 災害に備えた体制づくりを整備します

- ①フルタイムの会計年度任用職員については、災害時に一般職員と同じように対応することを留意事項確認書ではなく公務災害への補償や契約条項など一般職員と揃えること。
- ②津波の恐れがある地域を対象とした一斉避難訓練を定期的に実施すること。その際、「津波てんでんこ」の概念を基にすること。また、訓練を通して意識を高め、高さのあるマンションなどの「津波避難ビル」指定を津久井・長井など危険性の高い場所でもっと増やせるよう努めること。
- ③避難所運営訓練については地域格差が大きいため、市がイニシアチヴをとって訓練を実施するように働きかけること。必要に応じて、他の自主防災組織との情報交換をする場を設けること。また、簡易なパーティション等を用いてプライバシーの確保に努めることができるよう、市は情報提供や資材備蓄をすること。
- ④大規模災害の発災時には、速やかに二次・三次福祉避難所を開設すること。現在は、いったん一次福祉避難所に避難してから、二次・三次福祉避難所に移ることとなっているが、そもそも移動が困難な方ばかりであり、移動の距離と回数を減らし本人の心身へかかる負担が軽減できるよう、予め重度の障害や疾病等がある災害時要援護者は二次・三次福祉避難所へ直接避難できる手順とすること。市職員のうち看護師や保健師等の有資格者については、可能な限り発災時に福祉避難所へ配置すること。
- ⑤過去の震災の教訓からも災害トイレの不足が見込まれるため、学校等の大規模な避難 所の施設更新時には大型マンホールトイレの設置を標準化すること。
- ⑥災害時に電気・ガス等のエネルギー供給が断絶することを想定し、熱源や電力供給源としてのLPガスの導入、電気自動車による給電体制整備などを一層進め、災害時における多様なエネルギー供給源を確保すること。

2 災害時の情報伝達方法を改善します

- ①原子力関連の危機管理については、迅速な情報収集と連絡体制の構築に努め、市民・ 基地従業員等を含めた防災訓練など万全な対策を講ずること。異常な事象や、事故が 発生した際には、全ての情報をインターネット上で誰でもアクセスできる形で公開し、発 生事象への対処方法の考案や事後の改善策検討において、国内外様々な研究機関な どの協力が得られるようにすること。
- ②最も迅速かつ正確な情報伝達手段の一つと考えられる「防災情報メールサービス」登録者を大幅に増加させること。2018年12月末での登録者数は35,673名に留まっており不十分である。併せて、補完システムとしてのSNSを活用すること。

- ③東日本大震災による甚大な津波被害の経験を踏まえ(特に大川小学校の事例)、大津波警報が出たらどこに避難すればよいか、各学校、各地域などで避難場所を明確にすること。加えて、市民はじめ各種団体等が活用しやすい津波ハザードマップを新調すること。
- ④民間の無線LANビジネス推進連絡会(Wi-Biz)と連携し、大規模災害時の避難所・帰宅困難者への情報提供手段として「00000JAPAN」の周知に努め、Wi-Fiスポットでの表示を推進すること。また、防災訓練等での体験訓練を実施すること。

10. 環境

1 豊かな自然環境に親しみやすくします

- ①里山的環境を保全する地域を定めること。市内小学校との連携も検討し、市内に5か所程度を定めること。民間団体・市民と協働し、生物多様性の観点からの手入れの強化と、交流の場としての活用促進をはかること。
- ②本市の自然環境を活用し体験学習ができる機会を、引き続き用意すること。とりわけ、小学生以下の年少者が楽しみながら学べる機会を授業内につくること。

2 外来生物等への対策を進めます

①特定外来生物であるタイワンリスの駆除を、近隣市町と連携し、強化すること。

11. まちづくり

1 新規のミニ開発を抑制し、再開発や空き家の活用を進めます

- ①ミニ開発を繰り返して大規模開発となっている事例が散見される。土地利用基本条例で 定める土地利用の基本原則に、現状の市内の土地利用が準じているか、条例体系が適 切なものとなっているか、専門的知見を交えて再検証する検討委員会を設けること。
- ②隣地の樹木が越境・倒木などの問題が多く、行政による所有者調査、代執行、或いは室 蘭市や世田谷区の隣地取得の支援等を検討すること。

2 駅前再開発に市も参画して、公共施設と一体的に整備します

①中央・久里浜・追浜の駅前再開発計画地に望まれる機能について調査し、そのうち市が担うべきものを抽出すること。その上で、駅前再開発にどのような公共施設を組み込むべきか、方向性を検討すること。

3 問題空き家を予防し、まちの価値を維持します

①所有者不明土地の発生を防止するため、相続に関する手続きを紹介するパンフレットを 年金受給開始のタイミングで送付すること。また、相続登記を促す助成制度などを検討 すること。

4 小学校ごとの地域コミュニティをつくります

①スクールコミュニティ整備事業を具体化させ、小学校内に地域コミュニティの中心となる 拠点を確保すること。まずはモデル地区である汐入小における取り組みを軌道に乗せ、 今後全校に拡大していくための調査を進めること。

12. 地域交通

1 交通不便地域の解消に向けて公共交通を強化します

- ①コミュニティバス導入に向けて、機運が高まった地域から実証実験を行うこと。その結果、採算性が認められる路線については、初期投資を支援して本格運行につなげること。
- ②スマートモビリティ・チャレンジのビッグデータとノウハウを全部局で共有し、市内のモビリティの最適化を図ること。具体的には、公民連携で、幼稚園の園児バス、デイサービスの送迎バスなどを共用化し、ルートも最適化し、朝夕の送迎以外の運転手と車両のアイドルタイムをコミュニティバスとして有効活用するなどの方策を探ること。これにより、利便性向上とコスト削減を図ること。

2 2つの久里浜駅を1つにつなげるなど、交通結節点強化をします

- ①京急久里浜駅とJR久里浜駅とをつなぐ連絡通路を整備すること。まず、イメージ図を制作し、地権者や市民および鉄道2社と将来像を共有すること。
- ②JR久里浜駅の東西を結ぶ跨線橋や地下通路について、ルートや再開発との組み合わせなどどの程度の費用でどのような手法の整備が可能か研究し、費用対効果の判断材料を提供すること。

3 国道357号を内陸ルートにして国道16号の渋滞を解消します

①国道357号の南下延伸にあたっては、臨海ルートではなく内陸ルートを市として方針決定すること。

- ①自転車活用推進法をふまえ、自転車の安全確保と観光振興を図るべく、まずは一万mプロムナードへの自転車専用通行帯もしくは自転車ナビマークの設置に向けて警察と協議すること。
- ②狭あい道路の拡幅を推進するため、重点地区を設定して狭あい道路拡幅整備補助事業を戸別に案内するとともに、既にセットバックした箇所への工作物設置に対し指導すること。

13. 公共施設

1 市民ニーズに応えて貸館施設をリニューアルします

- ①民間にならい、全ての施設について予算査定と同様に「施設査定」をすること。年度毎に施設カルテを使って財政部の査定を受け、各部局が適切な場所で必要に応じた面積を適正に配分される仕組みとすること。これにより、公共資産の有効活用を図るとともに、職員にコスト意識を持たせること。
- ②産業交流プラザについては、産業交流という目的に特化せず効率的に使用できるようにすること。
- ③コミュニティセンターについては、教育委員会の所管の社会教育施設(公民館類似施設) を市長部局に事務委任している格好となっているが、市長部局に所管替えし、機動的に 活用できる体制とすること。
- ④秋谷老人福祉センターについては、歌川広重の浮世絵にも描かれた恵まれた景観を活かし、宿泊施設や集客施設としての転用を見据えつつ民間のサウンディング調査を実施すること。
- ⑤天神島ビジターセンターは、土地を県から無償や安価で譲渡を受けるか、もしくは市が 自由に使える許可を得ること。そのうえで、所管を教育委員会から環境政策部に移管 し、エコツアーの拠点として再整備すること。その際、佐島マリーナ株式会社および大楠 漁協佐島支所と連携し、環境保全と経済活性化の両立を公民連携で取り組むこと。

2 地域の声を聴いて公園のルールと設備を見直します

- ①モデル地域を設定して住民参加の公園ワークショップを開催し、住民の声を基に街区公園のルールや設備などのあり方を見直すこと。実施にあたってはファシリテーターを導入すること。
- ②稼働率の低い大津公園の運動場(ラグビー場)は、土日休日だけではなく、平日も利用できるよう地元住民との協議を進めること。併せて、土埃が舞うことを防ぎ、他用途にも有効活用できるようにするため、人工芝化を検討すること。

3 近現代史を伝える博物館を整備します

- ①将来的な近現代史資料館(軍港資料館)の整備に向けて資料収集を進めること。
- ②自然博物館・人文博物館は2館を統合し、名称も横須賀博物館とすること。
- ③横須賀中央駅徒歩10分の自然・人文博物館は、実際の距離以上に心理的距離が遠くなってしまっている。そこで、来館者増を図るべく駅から博物館までの導線に知的好奇心

をくすぐる案内看板等を設置すること。併せて登り切った後の文化会館の裏を通って博物館に至る近道においては、看板を大きく分かりやすいものに変更するなど、来館者にもっと利用されるよう整備すること。

- ①横須賀美術館については施設寿命の残存期間、社会教育施設としての機能や美術館としての格式をしっかりと維持しながら、公民連携も視野に入れてユニーク・ヴェニューとしての活用など集客施設としての活用を大胆にはかること。
- ②児童図書館は、図書館や子ども関連など他施設との合併も視野に入れつつ、再開発計画への組み込みを検討すること。また跡地については民間のサウンディング調査を実施すること。
- ③公文書館法を踏まえ、公文書館整備について検討を開始すること。必ずしも単館ではなく、図書館や議会図書室等との複合化も視野に入れること。
- ④コミュニティセンターやデュオよこすかなど一般利用の公共施設においては、貸室の占用使用していなくても原則として携帯電話等の充電への電源利用を許可すること。可能であれば、電源タップなどを置いた充電コーナーを設置すること。さらに、充電可能となったことを市民周知すること。
- ⑤総合高校の実習棟(旧市立工業高校校舎)については、リノベーションしてスポーツ合宿施設として宿泊需要を取り込むことの採算性検討をすること。
- ⑥総合高校の機械実習室については、授業に支障のない範囲で「ファブラボ」など「ものづくり工房」としての活用を図ること。

14. 地域経済

1 起業・創業・中小企業の経営の悩みを支援します

- ①起業・創業・中小企業の経営の悩みを、豊富な経験と実績を持つ専門家がアドバイスする体制を構築すること。とりわけF-bizのようなハンズオン支援を行い、経営者の頼りになるような幅広い支援を行うこと。
- ②地元の高校生と地元企業の交流の場を設け、ものづくりをはじめとする地元企業の魅力や地元で働くことの魅力に気付いてもらう仕掛けを作ること。商工会議所や各種団体と連携し、インターンシップ受入先リストの作成や、仲介も含めたコーディネートをおこなうこと。

2 企業誘致の奨励策を改善します

- ①経済活性化と雇用の確保のため、企業誘致政策や既存企業への振興策を継続的に改善していくこと。
- ②拡大再投資を誘導するために、環境対策・節電対策・省エネ対策等に限定されている助成制度を拡充し、企業が利用しやすい支援策を進めること。
- ③地域雇用の創出と定住人口増加を目指し、金融機関や団体と連携しているネットワークを活用した成果報酬型企業誘致策を講じること。その際、新規立地ではなく民間テナントをマッチングし、企業の誘致を進めていくこと。
- ④YRP等で開発された技術を社会実装のフィールドとして市内を活用してもらうことで、 先進的な取り組みに前向きな横須賀市の都市イメージをつくり、さらなる企業誘致につ なげること。加えて、市役所が率先して実装すること。

3. 外国人の消費を喚起するためキャッシュレス化を推進します

①地域通貨「スカPay(仮称)」の導入により、ボランティアポイント等も抱き合せる形で、地元のお金が地元で回るBUY横須賀運動を展開すること。本事業に伴い、市民公益活動ポイント制度は発展的に解消すること。

4 商店街を居心地のいい空間にし、人の流れをつくります

①商店街にキレイなトイレやベンチなどを設置する助成をし、商店街をみんなの居場所になるよう促すこと。

- ②商店会の解散が増えているが、商店会の統合で存続できるケースもあることから、こうした商店会の再編を、なるべく公費を投入せずに支援すること。
- ③ペリー埠頭黒船朝市のような、市の土地等を活用した公民連携による賑わいイベントを 後押ししていくこと。

- ①介護や子育てをしながら働く人が増えており、企業に一層のワークシェアを啓発するとと もに、市職員の在宅ワークやワークシェアを進めること。
- ②買い物難民の解消のため、民間商業施設とも協力して送迎バスのルートの増加や地域の拡大を図ること。

15. 観光

1 海辺を効果的に活用した観光地を実現します

①三笠公園やヴェルニー公園に飲食ができる常設型店舗を誘致すること。

2 観光資源に磨きをかけ、来街者の満足度を向上します

- ①Twitter、Instagram、FacebookなどのSNS毎の特徴を生かした観光情報発信をすること。どのアカウントで何の情報を発信するのか、内容のすみわけを明確にすること。 葉山町のInstagram公式アカウント等を参考に、動画・写真が閲覧者によって拡散されるような狙いをもった発信をすること。
- ②田浦青少年自然の家の利用対象者を全年齢層に広げ、名称を「田浦アウトドアセンター」等に改称し、民間活力も導入しつつ飲酒解禁など規制緩和を進めて、稼働率を向上させること。
- ③県立観音崎公園の青少年の村として使われていた旧観音崎砲台火薬庫3棟をユニーク・ヴェニューの宿泊施設に転用すべく県に借入れを申し入れること。
- ④「ちょいモビ」などのスマートモビリティを活用した気軽な観光周遊を、ルート・ミュージアムめぐりなどと組み合わせてパッケージ化すること。

3 歴史遺産に正面から光を当てた観光資源の活用をします

- ①日本最後の海軍大将・井上成美氏の歴史遺産が各地に点在しており、関係団体とも連携しながら、市としても情報収集とその展示・活用を支援すること。
- ②浦賀をはじめ日本遺産に認定された構成文化財の中には海の歴史に関する遺産が多く、これらを活用するため、海事史学会のシンポジウムや研究フォーラムなどを誘致し、その歴史的価値を市民に周知すること。
- ③会津若松市と富岡市が、本市となぜ友好都市協定を結んでいるのかが小・中学生に知られていない。両市との交流事業として、小・中学生が友好都市協定を結んでいる歴史的背景が理解できるような相互交流企画を実現すること。
- ④千代ケ崎砲台跡や貝山地下壕を早期に公開すること。併せて、日本遺産群の整備を進め、メディアの撮影等に積極的に協力すること。

4 その他

①海外の姉妹都市とは引き続き友好親善に努めること。その具体的な方策として、一万m プロムナードを区切ってそれぞれに姉妹都市の名をつけるなど(例えば、馬堀海岸の直 線道路をコーパスクリスティ通りなど)認知度と理解を高めること。

以上